

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年 1月 6日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	出仙 学恭
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ドイチェ・ETFアロケーション・ファンド（成長型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

本書は、EDINETコード「G11397」（ドイチェ・ETFアロケーション・ファンド（安定型）、ドイチェ・ETFアロケーション・ファンド（成長型））から「ドイチェ・ETFアロケーション・ファンド（成長型）」を分離したものです。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

ドイチェ・ETFアロケーション・ファンド（成長型）（愛称：プラチナラップ（成長型））

なお、「ドイチェ・ETFアロケーション・ファンド（安定型）」を含めた総称として「ドイチェ・ETFアロケーション・ファンド」、総称の愛称として“プラチナラップ”という名称を用いることがあります。

（以下「ファンド」という場合があります。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

### (5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

### (6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

### (7)【申込期間】

平成29年1月7日から平成29年7月7日まで（継続申込期間）

ただし、取得申込受付日がフランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する場合、原則として取得申込みの受付は行いません。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

**(8)【申込取扱場所】**

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。

販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

**(9)【払込期日】**

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**(10)【払込取扱場所】**

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社（上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

**(11)【振替機関に関する事項】**

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**(12)【その他】**

取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する日を除きます。）の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」

にしたがって契約を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

b. 委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託の基礎知識

## 投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



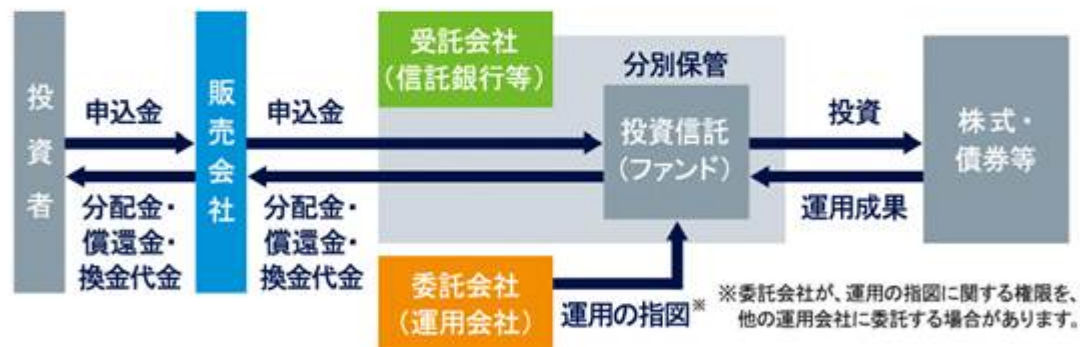
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

## 投資信託の仕組み

**委託会社(運用会社)**は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

**販売会社**は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

**受託会社(信託銀行等)**は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



### 留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.deutscheam.com/jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

5,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

##### < 商品分類表 >

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信	国内 海外	株式 債券 不動産投信	MMF MRF	インデックス型
追加型投信	内外	その他資産( ) 資産複合	ETF	特殊型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### < 商品分類の定義について >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

- 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 「投資対象地域」の区分のうち、「内外」とは、目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「資産複合」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

##### < 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型

株式 一般 大型株 中小型株		グローバル (日本を含む)				
	年1回	日本			日経225	ブル・ ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり (適時ヘッ ジ)		条件付 運用型
	年4回	欧州				
	年6回 (隔月)	アジア			TOPIX	ロング・ ショート型/ 絶対収益追求 型
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア				
その他資産 (投資信託証券(資産複 合(株式、債券、不動産 投信、コモディティ、 ヘッジファンド)))	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		
	その他 ( )	アフリカ			その他 ( )	その他 ( )
資産複合( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### <属性区分の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に複数の資産（株式、債券、不動産投信、コモディティ及びヘッジファンド）に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「資産複合」に分類されます。
2. 「決算頻度」の区分のうち、「年1回」とは、目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象地域」の区分のうち、「グローバル」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に日本を含むか含まないかを明確に記載するものとします。
4. 「投資形態」の区分のうち、「ファンド・オブ・ファンズ」とは、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「あり」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

#### ファンドの特色

1. 上場投資信託証券（ETF<sup>1</sup>）を主要投資対象とし、様々な資産に分散投資を行います。
- ・ ETFへの投資にあたっては、主としてドイツ銀行グループが設定・運用するdb x-トラッカーズ<sup>2</sup>を投資対象とします。

1 ETFとは、Exchange Traded Fundsの略称で、金融商品取引所に上場されている投資信託です。

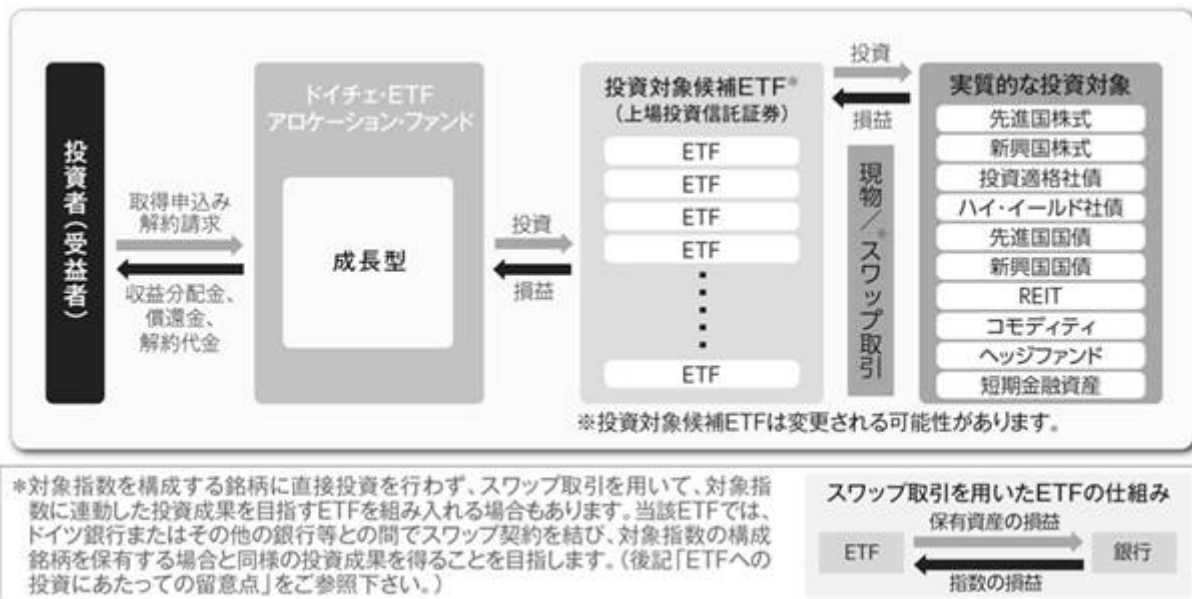
2 db x-トラッカーズとは、ドイツ銀行グループが提供するETFのブランド名です。dbはDeutsche Bank（ドイツ銀行）の頭文字をとったもの、xはexchange（取引所）、トラッカーズはtrackers（追跡）という意味で、特定の指数の動きに追随するファンドを意味しています。

- ・ 原則として、ETFへの投資を通じて、世界の株式及び債券に加え、REIT、コモディティ、及びヘッジファンド等を実質的な投資対象とし、分散投資を行います。
- ・ 投資対象資産の組入比率を機動的に変更することで、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ・ 原則として対円での為替ヘッジを機動的に行います。

#### 為替ヘッジについて

対円での為替ヘッジは、原則としてETFの通貨で行うため、為替ヘッジの対象となるETFが当該通貨以外の通貨エクスポージャーを保有している場合には、当該通貨とその他通貨の間の為替変動の影響を受ける場合があります。

## 2. ファンド・オブ・ファンズの方式で運用を行います。



#### 投資対象候補ETF一覧

資産クラス	投資対象候補ETF	対象指数
-------	-----------	------



先進国 株式	米国	db x-トラッカーズ S&P500 UCITS ETF <sup>1</sup>	S&P 500 Index
	ユーロ圏	db x-トラッカーズ MSCI EMU イン デックスUCITS ETF (DR) <sup>2</sup>	MSCI EMU Index
		db x-トラッカーズ ユーロ・ストッ クス50 UCITS ETF (DR) <sup>2</sup>	EURO STOXX® 50 Index
	欧州	db x-トラッカーズ ストックス・ ヨーロッパ600 UCITS ETF (DR) <sup>4</sup>	STOXX® Europe 600 Index
		アムンディ ETF MSCI ヨーロッパ (除くEMU) UCITS ETF <sup>3</sup>	MSCI Europe ex EMU Index
	日本	db x-トラッカーズ MSCI ジャパン インデックス UCITS ETF (DR) <sup>4</sup>	MSCI Total Return Net Japan Index
	グローバル	iシェアーズ・エッジMSCIワール ド・ミニмум・ボラティリティ UCITS ETF <sup>5</sup>	MSCI World Minimum Volatility (USD) Index
		iシェアーズ・エッジMSCIワール ド・モメンタム・ファクター UCITS ETF <sup>5</sup>	MSCI World Momentum Index (USD)
		iシェアーズ・エッジMSCIワール ド・バリュー・ファクター UCITS ETF <sup>5</sup>	MSCI WORLD Enhanced Value Index (USD)
		iシェアーズ・エッジMSCIワール ド・サイズ・ファクター UCITS ETF <sup>5</sup>	MSCI World Mid-Cap Equally Weighted Index (USD)
先進国 国債	米国	db x-トラッカーズ iBoxx 米ドル トレジャリー UCITS ETF <sup>4</sup>	IBOXX \$ TREASURIES® index
	ユーロ圏	db x-トラッカーズ iBoxx ユーロ 圏 ソブリン債 UCITS ETF <sup>4</sup>	IBOXX € SOVEREIGNS EUROZONE® index
		db x-トラッカーズ iBoxx ユー ロ・インフレーション・リンクト UCITS ETF <sup>4</sup>	iBoxx® Euro Inflation-Linked TR Index
	日本	db x-トラッカーズ Markit iBoxx 日本国債 UCITS ETF <sup>4</sup>	MARKIT IBOXX JAPAN SOVEREIGN INDEX
投資適格 社債	北米	db x-トラッカーズ パークレイズ USDコーポレート・ボンド UCITS ETF (DR) <sup>4</sup>	Barclays USD Liquid Investment Grade Corporate Index
	欧州	db x-トラッカーズ iBoxx EURリ キッド・コーポレート UCITS ETF <sup>4</sup>	IBOXX EUR LIQUID CORPORATE 100 INDEX®

新興国 株式	アジア（除 く日本）	db x-トラッカーズ MSCI AC アジア （除く日本）インデックスUCITS ETF <sup>4</sup>	MSCI AC Asia ex Japan TRN Index
	中南米	db x-トラッカーズ MSCI エマー ジグ・マーケット・ラテン・アメリ カ・インデックス UCITS ETF <sup>1</sup>	MSCI Total Return Net Emerging Markets Latin America Index
新興国 国債	新興国	db x-トラッカーズ エマー ジグ・マーケット リキッド・ユーロ ボンドUCITS ETF（ユーロ） <sup>4</sup>	Deutsche Bank Emerging Markets Liquid Eurobond Index®
ハイ・イー ルド社債	北米	iシェアーズ iBoxx米ドル建てハイ イールド社債 ETF <sup>5</sup>	Markit iBoxx USD Liquid High Yield Capped Index
	欧州	db x-トラッカーズ iBoxx EUR ハ イ・イールド・ボンド UCITS ETF <sup>4</sup>	Markit iBoxx EUR Liquid High Yield Index
REIT <sup>6</sup>	欧州	db x-トラッカーズ FTSE EPRA/NAREIT欧州先進国不動産 UCITS ETF（DR） <sup>4</sup>	FTSE EPRA/NAREIT DEVELOPED EUROPE NET TOTAL RETURN INDEX
コモディ ティ	-	db x-トラッカーズ DB コモディ ティ・ブースターブルームバーク UCITS ETF（ユーロ） <sup>4</sup>	Deutsche Bank Commodity Booster-Bloomberg Index
ヘッジ ファンド	-	db x-トラッカーズ DB ヘッジファ ンド・インデックス UCITS ETF （ユーロ） <sup>4</sup>	db Hedge Fund Index
短期金融 資産	ユーロ圏	db x-トラッカーズ EONIA（ユー ロ圏無担保翌日物平均金利）UCITS ETF <sup>4</sup>	DEUTSCHE BANK EONIA TOTAL RETURN INDEX®

1 投資運用会社は、ドイチェ・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

2 投資運用会社は、ドイチェ・アセット・マネジメント・インベストメントGmbH

3 投資運用会社は、アムンディ・アセット・マネジメント

4 投資運用会社は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

5 投資運用会社は、ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド

6 不動産関連株式も含まれます。

（注1）上記は平成28年11月末時点での投資信託証券であり、今後変更となる場合があります。

（注2）上記は、投資対象銘柄であり、実際の投資とは異なります。また、組入れない銘柄もあります。  
なお、上記以外の投資信託証券にも投資を行う場合があります。

### 3. 運用指図に関する権限を、ドイチェ・アセット・マネジメント・インベストメントGmbHに委託します。

ドイチェ・アセット・マネジメント・インベストメントGmbHはドイツ銀行グループの資産運用部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

< 運用プロセス >



（注）上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

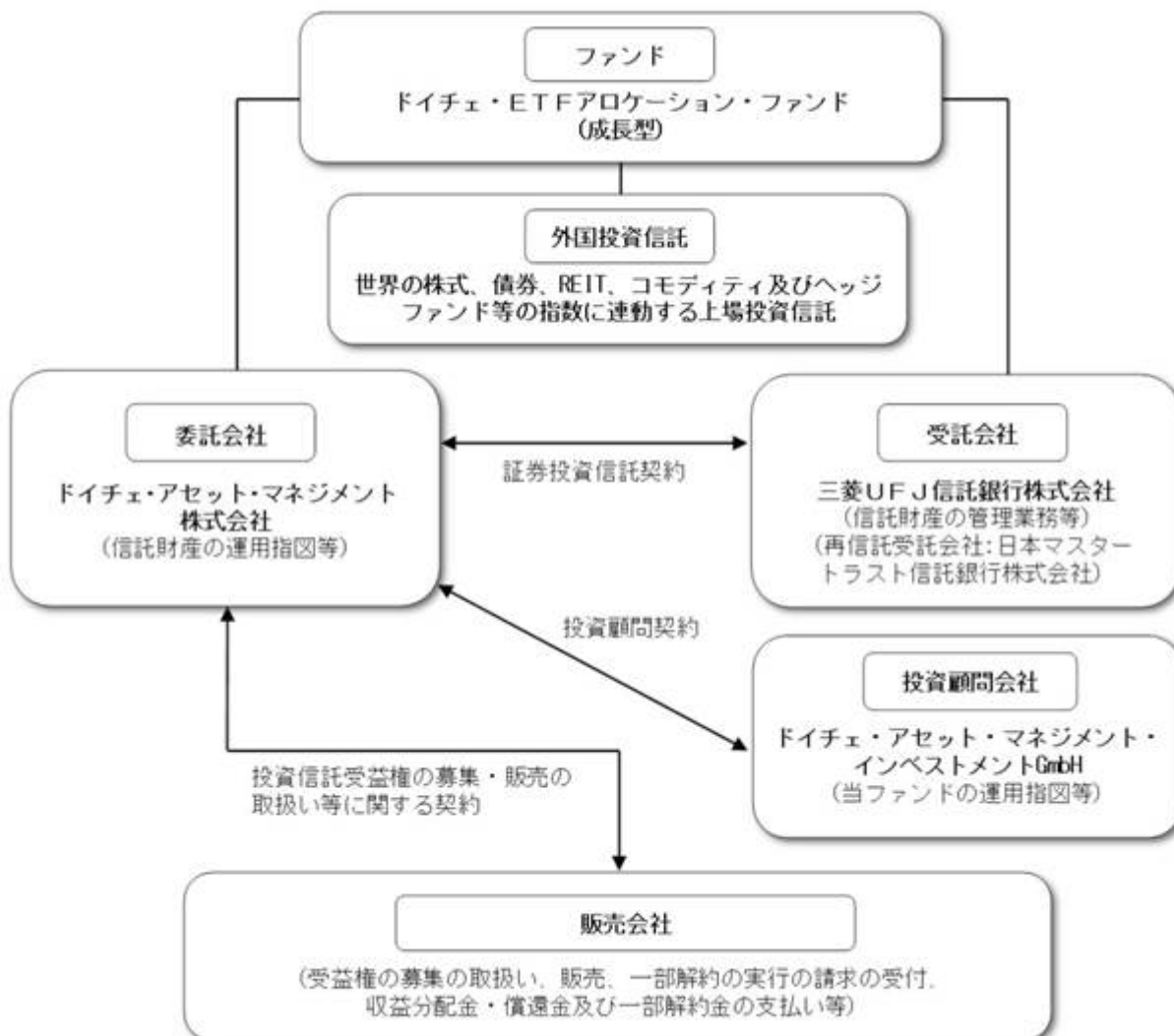
市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成27年12月11日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



## 委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

- a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）  
当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。
- b. 三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）  
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）  
委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。
- c. 「販売会社」  
委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。
- d. ドイチェ・アセット・マネジメント・インベストメントGmbH（「投資顧問会社」）  
委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの運用指図等を行います。なお、委託を受けた者が、法令に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

## 委託会社の概況

- a. 資本金の額（2016年11月末現在）  
3,078百万円
- b. 沿革
 

1985年	モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立
1987年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年	ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更
1995年	ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更 証券投資信託委託会社免許取得
1996年	ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
1999年	バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント（株）に社名を変更
2002年	チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併
2005年	ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用サービス業務を統合 資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化
- c. 大株主の状況（2016年11月末現在）  
名 称： ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド  
住 所： シンガポール 048583 ワン ラフルズ クウェイ #17-10  
所有株式： 61,560株  
所有比率： 100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### 運用方法

## a. 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

## b. 投資態度

- 1) 主として、世界の株式及び債券に加え、REIT、コモディティ及びヘッジファンド等から構成される指数に連動する投資成果を目指す複数の上場投資信託証券及び指定投資信託証券に投資を行います。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。
- 2) 上場投資信託証券及び指定投資信託証券の組入比率を機動的に変更することで、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 3) 上場投資信託証券への投資にあたっては、収益性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資を行うことを基本とします。
- 4) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを機動的に行います。
- 5) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## c. 銘柄選定の方針

指定投資信託証券については、その具体的な投資対象を重視して選定を行います。

**(2)【投資対象】**

## 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - (イ) 有価証券
  - (ロ) 金銭債権
  - (ハ) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - (イ) 為替手形

## 投資の対象とする有価証券等

- a. 委託会社は、信託金を、主として上場投資信託証券及び指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。
  1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
  2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券の性質を有するもの
  3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
  4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買現先取引及び債券貸借取引に限り行うことができるものとします。

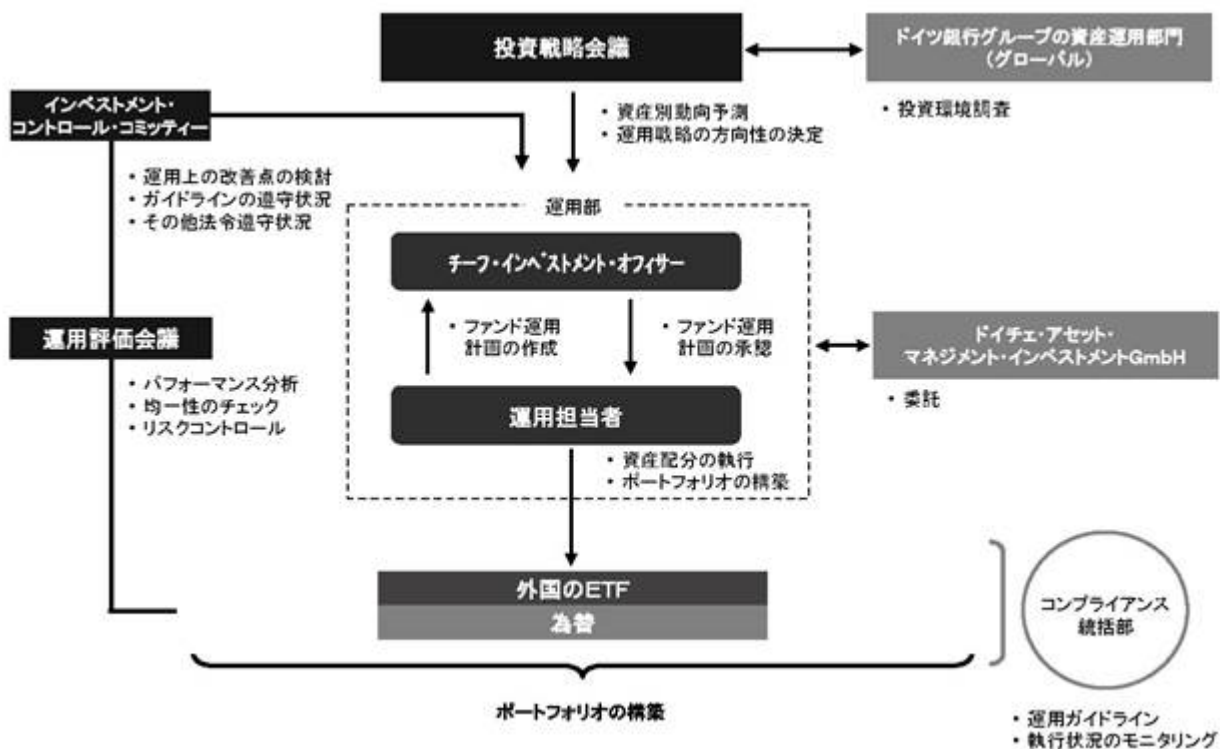
- b. 委託会社は、信託金を、上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形

- c. 上記a.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 運用体制 >

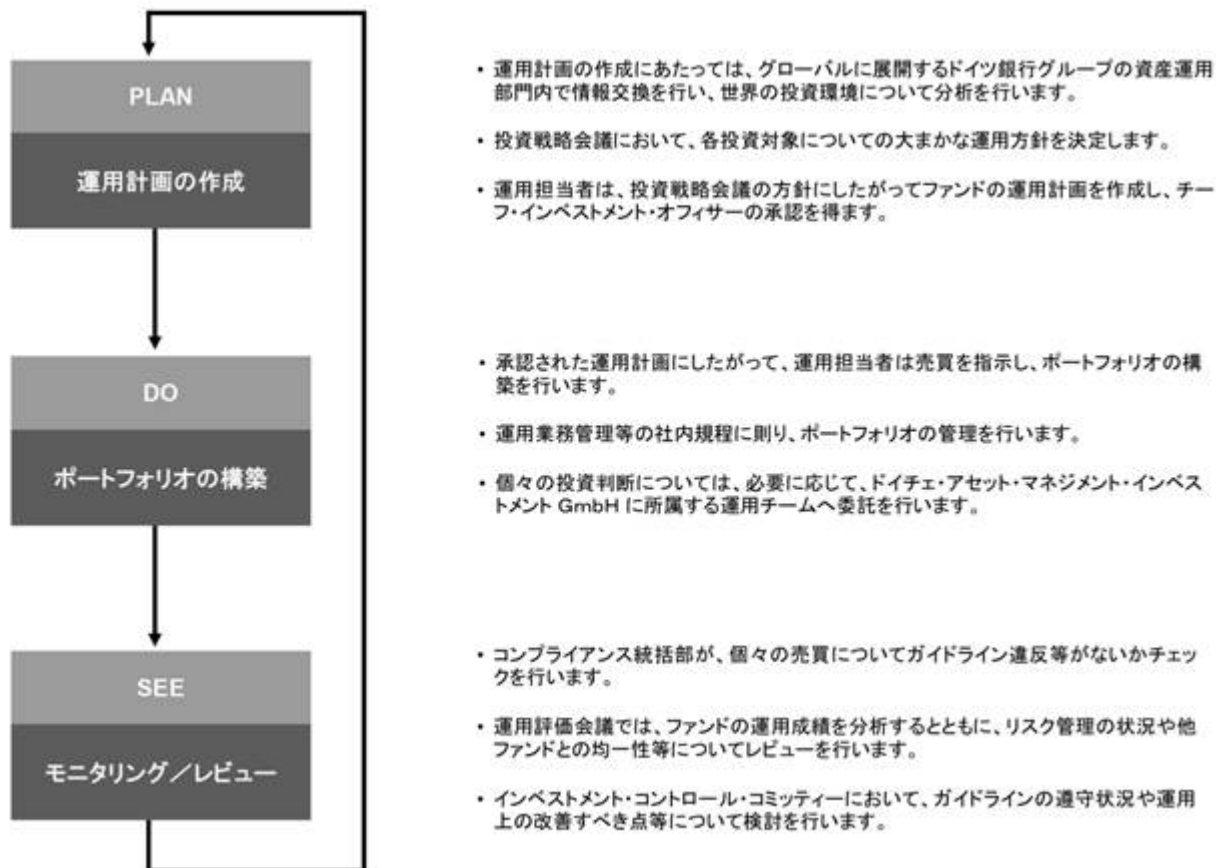


委託会社は、ファンドに係る運用指図に関する権限をドイチェ・アセット・マネジメント・インベストメント GmbH（所在地：ドイツ フランクフルト）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関は、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問等を通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

< 運用の流れ >



#### < 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織 >

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

#### < 委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況を含みます。）及び内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点等が判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

毎決算時（原則として毎年10月7日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

## (5)【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

信用リスク集中回避のための投資制限

- a. 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- b. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券



券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の当該売却代金、有価証券等の当該解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### < 法令で定める投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

##### 株価変動リスク

当ファンドは主に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株価は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

##### 金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国の債券等の価格は、こうした金利変動や投資環境の変化等の影響を大きく受け、短期間に大幅に変動する可能性があります。

##### 信用リスク

投資した株式及び債券について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国の株式及び債券は、先進国の株式及び債券に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

##### 為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。当ファンドは、対円での為替ヘッジを機動的

に行い、為替変動リスクの低減を図ることを目指しますが、基準価額への影響がすべて排除されるわけではありません。また、ヘッジ対象通貨と円との金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。なお、対円での為替ヘッジは、原則としてETFの通貨で行うため、当該通貨と他通貨との間の為替変動も基準価額の変動要因となることがあります。

#### カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国への投資については、一般的に先進国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

#### 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、投資対象とする投資信託証券において機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### REITの価格変動リスク

REITは株式と同様に金融商品取引所等で売買されているため、市場における需給や不動産市況に関する見通し等の様々な要因で価格が変動します。また、一般にREITが投資対象とする不動産の価値及び当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動し、REITの価格及び分配金はその影響を受けます。REITが投資対象とする不動産等にかかる規制の強化や新たな規制の適用等により、規制下となる不動産等の価値が低下する可能性があり、その結果、REITの価格が下落することがあります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### コモディティへの投資に伴うリスク

コモディティ投資においては、様々な商品先物市場の変動の影響を受けます。個々の商品先物の価格は商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由及び政策、疾病、伝染病、技術発展等の様々な要因に基づき変動し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ヘッジファンドへの投資に伴うリスク

ヘッジファンドは、デリバティブ取引を含む様々な投資手法を用いて、当該ヘッジファンドの純資産を上回る規模の取引を行ったり、建玉（買いまたは売りの両方を含みます。）を保有することがあります。そのため、ヘッジファンドへの投資においては、市場価格の変動以上に損失が拡大する可能性があり、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ETFへの投資にあたっての留意点

当ファンドが投資するETFには、対象指数を構成する銘柄に直接投資を行わず、スワップ取引等を用いて、対象指数に連動した投資成果を目指すETFが含まれます。スワップ取引等においては、当該スワップ取引等の相手方の信用リスクが存在します。

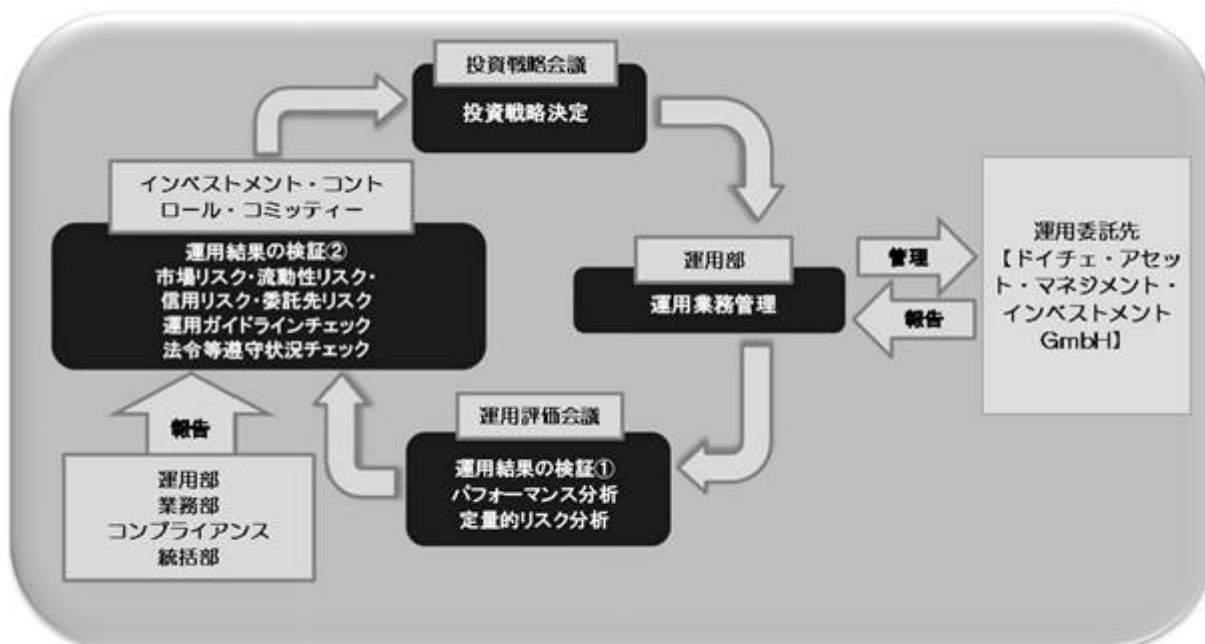
#### その他の留意点

- ・ 信託財産留保額は、ファンドを一部解約する受益者と引続き保有する受益者との間の公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、一部解約する受益者が負担する費用でファンドに繰り入れられるものです。当ファンドは信託財産留保額を徴収しませんが、解約請求により当ファンドにおいて組入資産の売却が行われた場合には、当該売却に係る実質的な費用により当ファンドの基準価額が下落し、引続き保有する受益者が影響を受けることがあります。
- ・ 当ファンドの資産規模に対して大量の追加設定（ファンドへの資金流入）または大量の一部解約（ファンドからの資金流出）があった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。
- ・ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消することができます。

- ・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・当ファンドは、原則として以下の日は取得申込み及び解約請求の受付を行いません。  
 フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する日
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送付金規制等の様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

## 当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1, ※2

（2011年11月～2016年10月）



## 当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1, ※3, ※4

（2011年11月～2016年10月）



※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの設定日は2015年12月11日であるため、当ファンドの年間騰落率はありません。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

当ファンドの設定日は2015年12月11日であるため、2015年12月末以降を表示しております。

※3 2011年11月～2016年10月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日本株：TOPIX（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（税引前配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引前配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

（注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### 各資産クラスの指数について

- ・TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・シティ世界国債インデックス（除く日本）は、Citigroup Index LLC が設計、算出、公表する債券指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は Citigroup Index LLC に帰属します。また、Citigroup Index LLC は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社である J.P. Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P. Morgan は、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P. Morgan は、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

（注）申込手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。

### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.0044%（税抜0.93%）を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

	配分（年率、税抜）	役務の内容
委託会社	0.55%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.35%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（注1）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

（注2）当ファンドの運用指図を行うドイチェ・アセット・マネジメント・インベストメントGmbHに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

なお、投資対象とする上場投資信託証券においても下記の管理報酬等がかかりますが、その額は組入状況等により変動します。そのため、当該信託報酬及び管理報酬等を含めた実質的な負担について事前に料率、合計額等を表示することができません。

投資信託証券の名称	信託報酬相当額 (年率)
db x-トラッカーズ S&P500 UCITS ETF	0.20%以内
db x-トラッカーズ MSCI EMU インデックスUCITS ETF (DR)	0.15%以内
db x-トラッカーズ ユーロ・ストック50 UCITS ETF (DR)	0.09%以内
db x-トラッカーズ ストックス・ヨーロッパ600 UCITS ETF (DR)	0.20%以内
アムンディ ETF MSCI ヨーロッパ(除くEMU) UCITS ETF	0.30%以内
db x-トラッカーズ MSCI ジャパンインデックス UCITS ETF (DR)	0.50%以内
iシェアーズ・エッジMSCIワールド・ミニマム・ボラティリティ UCITS ETF	0.30%以内
iシェアーズ・エッジMSCIワールド・モメンタム・ファクター UCITS ETF	0.30%以内
iシェアーズ・エッジMSCIワールド・バリュー・ファクター UCITS ETF	0.30%以内
iシェアーズ・エッジMSCIワールド・サイズ・ファクター UCITS ETF	0.30%以内
db x-トラッカーズ iBoxx 米ドル トレジャリー UCITS ETF	0.15%以内
db x-トラッカーズ iBoxx ユーロ圏 ソブリン債 UCITS ETF	0.15%以内
db x-トラッカーズ iBoxx ユーロ・インフレーション・リンクト UCITS ETF	0.20%以内
db x-トラッカーズ Markit iBoxx 日本国債 UCITS ETF	0.15%以内
db x-トラッカーズ バークレイズ USD コーポレート・ボンド UCITS ETF (DR)	0.20%以内
db x-トラッカーズ iBoxx EURリキッド・コーポレート UCITS ETF	0.20%以内
db x-トラッカーズ MSCI AC アジア(除く日本) インデックスUCITS ETF	0.65%以内
db x-トラッカーズ MSCI エマージング・マーケット・ラテン・アメリカ・インデックス UCITS ETF	0.65%以内
db x-トラッカーズ エマージング・マーケット リキッド・ユーロボンド UCITS ETF (ユーロ)	0.55%以内
iシェアーズ iBoxx米ドル建てハイイールド社債 ETF	0.50%以内
db x-トラッカーズ iBoxx EUR ハイ・イールド・ボンド UCITS ETF	0.35%以内
db x-トラッカーズ FTSE EPRA/NAREIT 欧州先進国不動産 UCITS ETF (DR)	0.40%以内
db x-トラッカーズ DB コモディティ・ブースターブルームバーグ UCITS ETF (ユーロ)	0.95%以内
db x-トラッカーズ DB ヘッジファンド・インデックス UCITS ETF (ユーロ)	0.90%以内
db x-トラッカーズ EONIA (ユーロ圏無担保翌日物平均金利) UCITS ETF	0.15%以内

上記の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。以下同じ。）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

#### (4)【その他の手数料等】

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査法人へのファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、上記に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる



諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、期中にあらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

上記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

なお、本書作成時点において、上記により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。

信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額及び資産を外国で保管する場合の費用等についても信託財産が負担するものとします。

## (5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

### 個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われず。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。）

### 収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

### 課税の取扱いについて

以下の内容は平成28年11月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

#### a. 個人の受益者に対する課税

##### 収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

##### 一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315% (所得税15.315%及び地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315% (所得税15.315%及び地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。また、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります(ただし、対象者が18歳になるまでは払出し制限があります。)。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

#### b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税のみ)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

(注1) 上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

(注2) 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。



## 5【運用状況】

当ファンドにつきまして、保有銘柄の時価取得における設定過誤により、2016年6月14日から2016年10月18日までの間（以下「該当期間」といいます。）、その基準価額が本来あるべき価額よりも低く算出されておりました。

なお、該当期間において既に公表された基準価額の遡及訂正は行っておりません。

また、以下の内容は公表済みの数値を記載しているのに対し、「第3 ファンドの経理状況」においては有価証券の時価を正しく反映したファンド監査済みの財務諸表を記載しているため、2016年10月7日現在の1口当たり純資産額及びそれに関連する数値は異なっております。

2016年10月4日は正しい基準価額が算出されておりますので、該当期間から除きます。

### (1)【投資状況】

(平成28年10月31日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	フランス	14,163,178	2.24
投資証券	ルクセンブルグ	547,631,837	86.45
	アイルランド	78,551,265	12.40
	小計	626,183,102	98.86
コール・ローン・その他の資産（負債控除後）		6,911,661	1.10
合計（純資産総額）		633,434,619	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

<評価額(全銘柄)>

(平成28年10月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資証券	DBX S&P 500	48,202	3,919.66	188,935,779	3,880.86	187,065,628	29.53
2	ルクセンブルグ	投資証券	DBX MSCI JAPAN - 1C	18,263	5,158.84	94,215,931	5,340.62	97,535,761	15.40
3	ルクセンブルグ	投資証券	DBX MSCI EMU 1D	9,748	3,941.61	38,422,844	4,009.49	39,084,533	6.17
4	アイルランド	投資証券	DBX USD CORPORATE BOND 1D	20,077	1,574.99	31,621,219	1,565.03	31,421,217	4.96
5	ルクセンブルグ	投資証券	DBX EUR CORP 1C	1,685	17,394.40	29,309,580	17,280.50	29,117,659	4.60
6	ルクセンブルグ	投資証券	DBX II IBX USD TREASURIES DR	1,264	23,047.17	29,131,635	22,883.59	28,924,868	4.57
7	ルクセンブルグ	投資証券	DBX HY BOND EUR	13,521	2,044.43	27,642,853	2,054.79	27,782,856	4.39
8	ルクセンブルグ	投資証券	DBX EMLIQ.EUROBOND EUR HDG	678	37,505.14	25,428,491	37,048.40	25,118,816	3.97
9	ルクセンブルグ	投資証券	DBX MSCI AC ACIA EX JP	6,577	3,767.61	24,779,635	3,674.29	24,165,834	3.82
10	ルクセンブルグ	投資証券	DBX EURO STX 50 (DR)	4,100	4,654.34	19,082,825	4,750.41	19,476,699	3.07
11	ルクセンブルグ	投資証券	DBX COMMODITY BOOSTER EURHDG	8,042	1,775.22	14,276,332	1,801.68	14,489,135	2.29

12	ルクセンブルグ	投資証券	DBX II IBX JAPAN SOVEREIGN	10,347	1,386.35	14,344,589	1,389.80	14,380,302	2.27
13	フランス	投資信託受益証券	AMUNDI ETF MSCI EUROPE EX EM	615	23,549.58	14,482,994	23,029.55	14,163,178	2.24
14	ルクセンブルグ	投資証券	DBX MSCI EM LATAM	3,133	3,717.28	11,646,260	4,399.92	13,784,967	2.18
15	アイルランド	投資証券	ISH EDGE MSCI WLD VALUE	4,247	2,347.81	9,971,171	2,626.74	11,155,777	1.76
16	アイルランド	投資証券	ISH EDGE MSCI WLD SIZE	3,894	2,552.29	9,938,627	2,811.82	10,949,231	1.73
17	アイルランド	投資証券	ISH EDGE MSCI WLD MIN VOL	2,776	3,911.27	10,857,708	3,857.79	10,709,251	1.69
18	ルクセンブルグ	投資証券	DBX II IBX EUR INF-LINK	306	24,797.87	7,588,150	24,595.38	7,526,189	1.19
19	アイルランド	投資証券	ISH EDGE MSCI WLD MOMENTUM	2,592	2,627.79	6,811,236	2,902.00	7,521,985	1.19
20	ルクセンブルグ	投資証券	DBX HEDGE FUND INDEX	6,316	1,176.96	7,433,689	1,162.00	7,339,224	1.16
21	ルクセンブルグ	投資証券	DB X-TRACKERS II EUROZONE GOVE ETF	269	26,956.21	7,251,222	26,631.77	7,163,947	1.13
22	アイルランド	投資証券	ISHARES USD HY CORP BND	614	11,095.23	6,812,475	11,064.82	6,793,804	1.07
23	ルクセンブルグ	投資証券	DBX DV EUROPE REAL ESTATE 1C	1,843	2,582.87	4,760,234	2,536.85	4,675,419	0.74

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

#### <種類別投資比率>

（平成28年10月31日現在）

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	外国	2.24
投資証券	外国	98.86
合計		101.09

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成28年10月7日）	669	669	0.9289	0.9289
平成27年12月末日	919		1.0157	
平成28年1月末日	872		0.9470	
2月末日	851		0.9213	
3月末日	788		0.9525	
4月末日	785		0.9465	
5月末日	790		0.9491	

6月末日	716		0.8956	
7月末日	719		0.9248	
8月末日	722		0.9309	
9月末日	670		0.9238	
10月末日	633		0.9385	

(注) 純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

#### 【分配の推移】

		1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	平成27年12月11日～平成28年10月7日	0.0000

#### 【収益率の推移】

		収益率(%)
第1計算期間	平成27年12月11日～平成28年10月7日	7.1

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

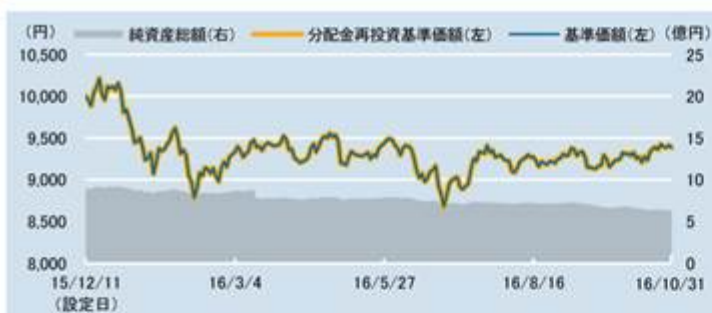
		設定口数(口)	解約口数(口)
第1計算期間	平成27年12月11日～平成28年10月7日	960,713,804	239,689,869

(注) 設定数量には、当初設定数量を含みます。

(参考情報)

基準日：2016年10月31日

## 基準価額・純資産の推移



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

## 分配の推移

1万口当たり、税引前	
2016年10月	0円
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況

### 組入上位ファンド

	ファンド名	比率(%)
1	db xトラッカーズ S&P500 UCITS ETF	29.5
2	db xトラッカーズ MSCI ジャパンインデックスUCITS ETF (DR)	15.4
3	db xトラッカーズ MSCI EMU インデックスUCITS ETF (DR)	6.2
4	db xトラッカーズ パークレイズ USD コーポレート・ボンド UCITS ETF (DR)	5.0
5	db xトラッカーズII iBoxx EUR リキッド・コーポレート UCITS ETF	4.6
6	db xトラッカーズII iBoxx 米ドル トレジャリーUCITS ETF	4.6
7	db xトラッカーズII EUR ハイ・イールド・ボンドUCITS ETF	4.4
8	db xトラッカーズII エマージング・マーケット リキッド・ユーロボンド UCITS ETF (ユーロ)	4.0
9	db xトラッカーズ MSCI AC アジア(除く日本)インデックス UCITS ETF	3.8
10	db xトラッカーズ ユーロ・ストック50 UCITS ETF (DR)	3.1

### 資産クラス別構成比

	資産クラス	比率(%)
株式	先進国株式	62.8
	新興国株式	6.0
債券	先進国国債	9.2
	新興国国債	4.0
	投資適格社債	9.6
	ハイ・イールド債	5.5
その他	REIT	0.7
	コモディティ	2.3
	ヘッジファンド	1.2

※ 比率は純資産総額に対する比率です。

## 年間収益率の推移



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※2 2015年は設定日（12月11日）から年末までの騰落率、2016年は10月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

（注1）上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

（注2）最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業

日またはニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する日を除きます。)の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.deutscheam.com/jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する日を除きます。）の午後3時まで一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受けた日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして上記 に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（注）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.deutscheam.com/jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法等について>

基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.deutscheam.com/jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：プラチナ成長）

< 運用資産の評価基準及び評価方法 >

上場投資信託証券	原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
上記以外の投資信託証券	原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
公社債等	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託契約締結日（平成27年12月11日）から無期限とします。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年10月8日から翌年10月7日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了

(イ) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(ハ)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ニ) 上記(ロ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。



(ホ)上記(ロ)から(ニ)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ロ)から(ニ)までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

#### 信託約款の変更等

(イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本 に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の事項（上記(イ)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記(イ)の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ハ)上記(ロ)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(ハ)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ニ)上記(ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ホ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ヘ)上記(ロ)から(ホ)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ト)上記(イ)から(ヘ)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令

(イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記 の規定にしたがいます。

#### 委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

(イ)委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、上記 の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に、期中の運用経過及び組入有価証券の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、運用報告書（全体版）については電磁的方法により受益者に提供します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

#### 関係法人との契約の更改等

< 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約 >



当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### < 投資顧問契約 >

契約の期間については、特段の定めはありません。ただし、90日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- (イ)委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (ロ)委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- (イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- (ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

### (2)償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの第1期計算期間は、平成27年12月11日から平成28年10月7日までとなっております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成27年12月11日から平成28年10月7日まで）の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

ドイチェ・ETFアロケーション・ファンド（成長型）

## (1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期計算期間 (平成28年10月7日現在)
<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	1,741,542
コール・ローン	6,581,171
投資信託受益証券	14,539,642
投資証券	668,987,897
派生商品評価勘定	338,137
流動資産合計	692,188,389
資産合計	692,188,389
<b>負債の部</b>	
流動負債	
派生商品評価勘定	7,637,062
未払解約金	7,451,200
未払受託者報酬	75,419
未払委託者報酬	2,262,587
未払利息	18
その他未払費用	232,745
流動負債合計	17,659,031
負債合計	17,659,031
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	721,023,935
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	46,494,577
元本等合計	674,529,358
純資産合計	674,529,358
負債純資産合計	692,188,389

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期計算期間 (自 平成27年12月11日 至 平成28年10月 7日)
<b>営業収益</b>	
受取配当金	1,529,013
受取利息	3,869
有価証券売買等損益	22,586,167
為替差損益	77,472,349
営業収益合計	53,353,300
<b>営業費用</b>	
支払利息	1,793
受託者報酬	208,667
委託者報酬	6,259,939
その他費用	1,055,840
営業費用合計	7,526,239
営業損失( )	60,879,539
経常損失( )	60,879,539
当期純損失( )	60,879,539
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	16,845,807
期首剰余金又は期首欠損金( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	341,050
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	341,050
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,801,895
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,801,895
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	46,494,577

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、投資証券につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。</p> <p>計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第1期計算期間 (平成28年10月 7日現在)
1. 受益権の総数	721,023,935口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	46,494,577円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9355円 (9,355円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期計算期間 (自 平成27年12月11日 至 平成28年10月 7日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.22%以内の額
2. 分配金の計算方法	計算期間末における収益調整金(5円)より、分配対象収益は5円(1万口当たり0円)であります。今期は分配を行っておりません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期計算期間 (自 平成27年12月11日 至 平成28年10月 7日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 当ファンドが行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期計算期間 (平成28年10月7日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

## 計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第1期計算期間 (平成28年10月7日現在)
投資信託受益証券	154,475
投資証券	29,757,642
合計	29,603,167

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## (通貨関連)

区分	種類	第1期計算期間(平成28年10月7日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	7,043,141	-	7,255,500	212,359
	ユーロ	6,804,222	-	6,930,000	125,778
	売建				
	アメリカドル	186,122,756	-	190,043,726	3,920,970
	ユーロ	153,907,335	-	157,623,427	3,716,092
	合計	353,877,454	-	361,852,653	7,298,925

## (注1)時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2.対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておられません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第1期計算期間 (平成28年10月 7日現在)	
	金額(円)	
元本の推移		
期首元本額		892,736,991
期中追加設定元本額		67,976,813
期中一部解約元本額		239,689,869

#### (4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考	
投資信託受益証券	ユーロ 計	AMUNDI ETF MSCI EUROPE EX EM	615	125,884.35		
				125,884.35		
				(14,539,642)		
	小計			14,539,642		
				(14,539,642)		
投資証券	アメリカドル	DBX II IBX USD TREASURIES DR	1,264	277,814.56		
		DBX MSCI AC ACIA EX JP	6,735	241,988.55		
		DBX MSCI EM LATAM	3,133	123,847.49		
		DBX S&P 500	49,362	1,845,151.56		
		DBX USD CORPORATE BOND 1D	26,984	405,367.14		
		ISH EDGE MSCI WLD MIN VOL	2,776	103,544.80		
		ISH EDGE MSCI WLD MOMENTUM	3,738	104,720.07		
		ISH EDGE MSCI WLD SIZE	3,894	105,955.74		
		ISH EDGE MSCI WLD VALUE	4,247	106,302.41		
		ISHARES USD HY CORP BND	733	77,558.73		
		計			3,392,251.05	
					(351,946,044)	
		ユーロ	DB X-TRACKERS II EUROZONE GOVE ETF	269	63,026.70	
			DBX COMMODITY BOOSTER EURHDG	8,042	124,088.06	
			DBX DV EUROPE REAL ESTATE 1C	1,843	41,375.35	
			DBX EMLIQ.EUROBOND EUR HDG	678	221,021.22	
			DBX EUR CORP 1C	2,263	342,142.97	
			DBX EURO STX 50 (DR)	4,100	165,865.50	
			DBX HEDGE FUND INDEX	6,316	64,612.68	
			DBX HY BOND EUR	17,548	311,827.96	
	DBX II IBX EUR INF-LINK		306	65,955.24		
	DBX II IBX JAPAN SOVEREIGN		10,347	124,681.35		
	DBX MSCI EMU 1D	9,982	341,983.32			
	DBX MSCI JAPAN - 1C	19,589	878,370.76			
	計			2,744,951.11		
				(317,041,853)		
	小計			668,987,897		
				(668,987,897)		
合計				683,527,539		
				(683,527,539)		

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳



通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 10銘柄	-	52.2%	51.5%
ユーロ	投資信託受益証券 1銘柄 投資証券 12銘柄	2.2% -	- 47.0%	48.5%

## 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(3)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(平成28年10月31日現在)

資産総額	644,618,248 円
負債総額	11,183,629 円
純資産総額 ( - )	633,434,619 円
発行済口数	674,973,052 口
1口当たり純資産額 ( / )	0.9385 円
(1万口当たり純資産額)	(9,385 円)

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1. 名義書換について

該当事項はありません。

### 2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### 3. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

### 4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 5. 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

### 6. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成28年11月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成28年11月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成28年11月末現在）

最近5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役会をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数はそれぞれ3名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役会は、監査役全員で組織され、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

##### (投資信託の運用プロセス)

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイツ銀行グループの資産運用部門（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成28年11月末現在、委託会社の運用するファンドは110本、純資産総額は1,460,580百万円です(ただし、親投資信託を除きます。)

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	8,084百万円
	追加型	株式投資信託	78本	430,642百万円
私募	単位型	株式投資信託	3本	20,309百万円
	追加型	株式投資信託	28本	1,001,546百万円
合計			110本	1,460,580百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	10,196,098	7,761,408
前払費用	4,433	25,947
未収入金	51,443	96,594
未収委託者報酬	799,260	647,331
未収運用受託報酬	4,754	3,830
未収投資助言報酬	27,349	66,500
未収収益	1,820,471	1,213,326
未収還付消費税	-	19,999
立替金	43,610	40,788
為替予約	-	24,282
繰延税金資産	771,956	606,552
流動資産合計	13,719,378	10,506,562
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	5,855	3,941
敷金	17,785	25,252
繰延税金資産	197,193	209,940
投資その他の資産合計	220,834	239,133
固定資産合計	220,834	239,133
資産合計	13,940,212	10,745,695

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	141,390	322,609
未払収益分配金	3	3
未払償還金	1,508	1,508
未払手数料	400,271	317,098
その他未払金	178,309	142,173
未払費用	1,721,369	1,746,114
未払法人税等	1,859,671	138,367
未払消費税等	145,713	-
賞与引当金	153,562	73,448
為替予約	24,417	381
流動負債合計	4,626,217	2,741,704
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	500,188	532,293
長期未払費用	13,835	18,863
賞与引当金	56,414	24,323
固定負債合計	570,438	575,480
負債合計	5,196,656	3,317,185
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,835,652	2,520,551
利益剰余金合計	3,835,652	2,520,551
株主資本合計	8,743,652	7,428,551
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	96	40
評価・換算差額等合計	96	40
純資産合計	8,743,555	7,428,510
負債純資産合計	13,940,212	10,745,695



## (2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,265,173	7,762,694
運用受託報酬	34,672	20,789
投資助言報酬	50,786	111,863
その他営業収益	7,507,542	5,717,714
営業収益合計	16,858,174	13,613,061
営業費用		
支払手数料	4,885,895	3,964,083
広告宣伝費	100,220	118,798
公告費	1,160	1,160
調査費	103,959	133,357
委託調査費	494,053	484,770
情報機器関連費	171,664	124,821
委託計算費	355,297	521,992
通信費	8,736	8,923
印刷費	88,235	64,875
協会費	11,782	14,120
諸会費	108	108
諸経費	37,966	31,962
営業費用合計	6,259,078	5,468,974
一般管理費		
役員報酬	85,307	93,398
給料・手当	934,413	1,066,316
賞与	680,662	491,412
交際費	17,516	8,565
寄付金	3,500	3,500
旅費交通費	53,398	51,663
租税公課	52,475	60,952
不動産賃借料	122,460	131,629
退職給付費用	86,609	93,365
福利厚生費	277,384	336,290
業務委託費	1,906,029	1,685,429
退職金	18,719	1,248
諸経費	106,806	140,217
一般管理費合計	4,345,285	4,163,988
営業利益	6,253,811	3,980,098
営業外収益		
為替差益	6,934	-
その他	3,944	4,304
営業外収益合計	10,878	4,304
営業外費用		
為替差損	-	81,676
その他	157	1,518
営業外費用合計	157	83,195
経常利益	6,264,532	3,901,206

特別損失		
割増退職金	75,679	76,879
リース資産除却損失負担金	28,769	-
特別損失合計	104,449	76,879
税引前当期純利益	6,160,083	3,824,326
法人税、住民税及び事業税	2,466,132	1,156,800
法人税等調整額	87,886	152,627
法人税等合計	2,378,246	1,309,427
当期純利益	3,781,837	2,514,898

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	1,753,815	6,661,815
当期変動額				
剰余金の配当			1,700,000	1,700,000
当期純利益			3,781,837	3,781,837
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	2,081,837	2,081,837
当期末残高	3,078,000	1,830,000	3,835,652	8,743,652

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	75	75	6,661,890
当期変動額			
剰余金の配当			1,700,000
当期純利益			3,781,837
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	172	172	172
当期変動額合計	172	172	2,081,665
当期末残高	96	96	8,743,555

当事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	3,835,652	8,743,652
当期変動額				
剰余金の配当			3,830,000	3,830,000
当期純利益			2,514,898	2,514,898
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	1,315,101	1,315,101
当期末残高	3,078,000	1,830,000	2,520,551	7,428,551

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	96	96	8,743,555
当期変動額			
剰余金の配当			3,830,000
当期純利益			2,514,898
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	56	56	56
当期変動額合計	56	56	1,315,045
当期末残高	40	40	7,428,510

## 注記事項

## （重要な会計方針）

## 1．有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

## 2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

## 3．引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当社においては過去より貸倒実績がないため引当金の計上をしておりません。

## (2) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

## 4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5．その他財務諸表のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

## （貸借対照表関係）

各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
預金	8,856,487 千円	888,445 千円
未払費用	552,627 千円	383,916 千円

## （損益計算書関係）

関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
業務委託費	675,513 千円	426,474 千円

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,830,000	62,215.72	平成27年3月31日	平成27年6月25日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月29日開催予定の定時株主総会の決議事項として、普通株式の配当に関する議案を次のとおり付議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,520,000	40,935.67	平成28年3月31日	平成28年6月30日

## （リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	10,196,098	10,196,098	-
(2)未収委託者報酬	799,260	799,260	-
(3)未収運用受託報酬	4,754	4,754	-
(4)未収投資助言報酬	27,349	27,349	-
(5)未収収益	1,820,471	1,820,471	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	5,855	5,855	-
資産計	12,853,789	12,853,789	-
(1)預り金	141,390	141,390	-
(2)未払手数料	400,271	400,271	-
(3)その他未払金	178,309	178,309	-
(4)未払費用	1,721,369	1,721,369	-
(5)未払法人税等	1,859,671	1,859,671	-
(6)未払消費税等	145,713	145,713	-
負債計	4,446,725	4,446,725	-
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されていないもの	(24,417)	(24,417)	-
デリバティブ取引計	(24,417)	(24,417)	-

（\*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資 産

- (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

## 負 債

- (1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等及び(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

- (注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	10,196,098	-	-
未収委託者報酬	799,260	-	-
未収運用受託報酬	4,754	-	-
未収投資助言報酬	27,349	-	-
未収収益	1,820,471	-	-
投資有価証券	-	-	-
その他の有価証券	-	2,005	2,903
合計	12,847,933	2,005	2,903

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

当事業年度（平成28年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	7,761,408	7,761,408	-
(2) 未収委託者報酬	647,331	647,331	-
(3) 未収運用受託報酬	3,830	3,830	-
(4) 未収投資助言報酬	66,500	66,500	-
(5) 未収収益	1,213,326	1,213,326	-
(6) 投資有価証券	-	-	-
その他の有価証券	3,941	3,941	-
資産計	9,696,338	9,696,338	-
(1) 預り金	322,609	322,609	-
(2) 未払手数料	317,098	317,098	-
(3) その他未払金	142,173	142,173	-
(4) 未払費用	1,746,114	1,746,114	-
負債計	2,527,995	2,527,995	-
デリバティブ取引 (*1)	-	-	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	23,901	23,901	-
デリバティブ取引計	23,901	23,901	-

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資 産

- (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。



## (6) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

## 負債

## (1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金及び(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

## (注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	7,761,408	-	-
未収委託者報酬	647,331	-	-
未収運用受託報酬	3,830	-	-
未収投資助言報酬	66,500	-	-
未収収益	1,213,326	-	-
投資有価証券	-	-	-
その他の有価証券	-	3,941	-
合計	9,692,397	3,941	-

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前事業年度（平成27年3月31日）

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	3,012	3,000	12
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,842	3,000	157
合計		5,855	6,000	144

当事業年度（平成28年3月31日）

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	2,007	2,000	7
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,933	2,000	66
合計		3,941	4,000	58

## 2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	14,270	180	-
合計	14,270	180	-

当事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,913	-	86

合計	1,913	-	86
----	-------	---	----

## (デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度 (平成27年3月31日)

通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	米ドル	2,293,188	-	3,351	3,351
	買建				
	米ドル	1,735,744	-	3,117	3,117
	ユーロ	759,783	-	24,075	24,075
	シンガポールドル	37,606	-	108	108
合計		4,826,322	-	24,417	24,417

当事業年度 (平成28年3月31日)

通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	米ドル	405,156	-	5,829	5,829
	ユーロ	97,226	-	2,414	2,414
	豪ドル	10,425	-	381	381
	買建				
	米ドル	116,909	-	616	616
	ユーロ	688,461	-	20,935	20,935
	シンガポールドル	27,321	-	548	548
合計		1,345,499	-	23,901	23,901

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。加えて、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位:千円)	
	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	422,244	531,253
勤務費用	39,034	41,732
利息費用	4,057	3,244
数理計算上の差異の発生額	11,892	59,860
退職給付の支払額	51,786	53,518
転籍者調整額	105,810	30,723
退職給付債務の期末残高	531,253	613,296

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位:千円)	
	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	531,253	613,296
未積立退職給付債務	531,253	613,296
未認識数理計算上の差異	31,065	81,003
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	500,188	532,293
退職給付引当金	500,188	532,293
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	500,188	532,293

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位:千円)	
	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	39,034	41,732
利息費用	4,057	3,244
数理計算上の差異の費用処理額	8,729	9,922
確定給付制度に係る退職給付費用	51,821	54,899

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	0.80%	0.50%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度34,787千円、当事業年度38,465千円でありました。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位:千円)	
	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	51,067	24,218
その他未払金	24,714	36,342
未払費用	569,773	538,850
未払事業税	126,692	8,743
長期未払費用	2,211	2,239
退職給付引当金	162,364	163,315
減価償却超過額	32,119	42,605
その他有価証券評価差額金	47	18
その他	160	157
繰延税金資産小計	969,149	816,492
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	969,149	816,492
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	969,149	816,492

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位:%)	
	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6	33.1
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	1.3	0.6
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.3	1.6
住民税均等割	0.1	0.2
その他	0.2	1.3
税効果会計適用後の法人税の負担率	38.6	34.2

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

## 前事業年度 (平成27年3月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は78,501千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額の金額が78,497千円増加しております。

当事業年度（平成28年3月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は60,508千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額の金額が60,506千円増加しております。

（セグメント情報等）

#### セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 関連情報

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## ( 関連当事者情報 )

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランク フルト	3,530,939 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入	-	預金	8,856,487
							*2 IT、管理部門 サービス	675,513	未払費用	552,627

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランク フルト	3,530,939 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入	-	預金	888,445
							*2 IT、管理部門 サービス	426,474	未払費用	383,916

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 当座預金口座を開設しております。

\*2 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券株式会社	東京都千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*1 IT、管理部門 サービス	544,868	未払費用 未収入金	155,901 51,443
同一の親会社を持つ会社	ドイツ銀不動産 有限会社	東京都千代田区	46 百万円	不動産 管理業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*2 不動産賃借料	122,460		
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業収益	6,263,183	未収収益	1,592,218
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供 運用の再委託	*1 IT、管理部門 サービス	236,351	未払費用	327,002
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルグ	30,677 千ユーロ	投資 運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業収益	628,463		
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Asset & Wealth Management Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	サービスの提供 運用の再委託	*1 IT、管理部門 サービス *2 委託調査 *3 その他営業収益	82,461 376,552 444,785	未払費用	182,770

当事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券株式会社	東京都千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*1 IT、管理部門 サービス	686,071	未払費用 未収入金	581,635 96,594
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業収益	4,321,902	未収収益	713,019
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供 運用の再委託	*1 IT、管理部門 サービス *3 その他営業収益	203,379 217,022	未払費用 未収収益	148,138 103,256
同一の親会社を持つ会社	RREEF Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	6,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業収益	234,831	未収収益	234,831
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Asset Management Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	サービスの提供 運用の再委託	*1 IT、管理部門 サービス *2 委託調査 *3 その他営業収益	108,388 375,248 309,706	未払費用 未収収益	141,077 64,571

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。



## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- \*1 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- \*2 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。
- \*3 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。

## 2. 親会社に関する注記

## (1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場

ニューヨーク証券取引所に上場

## (1株当たり情報)

項目	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	142,033.06 円	120,671.06 円
1株当たり当期純利益金額	61,433.35 円	40,852.80 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益金額(千円)	3,781,837	2,514,898
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益金額(千円)	3,781,837	2,514,898
期中平均株式数(株)	61,560	61,560

## 1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

## 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## (1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成28年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金		5,785,813
前払費用		19,977
未収入金		66,372
未収委託者報酬		634,713
未収運用受託報酬		89,494
未収収益		1,457,898
未収還付法人税等		1,000
立替金		54,650
繰延税金資産		688,067
為替予約		17,598
流動資産計		8,815,587
固定資産		
投資その他の資産		
繰延税金資産		194,856
その他		23,567
固定資産計		218,424
資産合計		9,034,011
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金		68,948
未払金		
未払手数料		311,197
その他未払金		39,573
未払費用		2,023,634
未払法人税等		409,206
未払消費税等	1	5,020
賞与引当金		85,625
為替予約		7,183
流動負債計		2,950,391
固定負債		
長期未払費用		13,295
退職給付引当金		487,348
賞与引当金		46,879
固定負債計		547,523
負債合計		3,497,914
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		628,136
利益剰余金計		628,136
株主資本計		5,536,136

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	39
評価・換算差額等合計	39
純資産合計	5,536,097
負債・純資産合計	9,034,011

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成28年4月1日	
至 平成28年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	3,143,932
運用受託報酬	90,340
その他営業収益	1,771,037
営業収益計	5,005,310
営業費用	
支払手数料	1,577,132
その他営業費用	700,642
営業費用計	2,277,774
一般管理費	1,814,791
営業利益	912,744
営業外収益	4,631
営業外費用	1 1,978
経常利益	915,397
特別損失	2 36,794
税引前中間純利益	878,602
法人税、住民税及び事業税	317,450
法人税等調整額	66,432
法人税等合計	251,017
中間純利益	627,585

## 重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間末の計上額はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。</p>
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

## (追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間会計期間から適用しております。

## (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成28年9月30日)
<p>1 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。</p>

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
<p>1 営業外費用の主要項目</p> <p>為替差損</p>	1,836千円

## 2 特別損失の主要項目

割増退職金

36,794千円

## (リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (金融商品関係)

当中間会計期間末（平成28年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	5,785,813	5,785,813	-
(2)未収委託者報酬	634,713	634,713	-
(3)未収収益	1,457,898	1,457,898	-
(4)投資有価証券 その他の有価証券	1,943	1,943	-
資産計	7,880,368	7,880,368	-
(1)未払手数料	311,197	311,197	-
(2)未払費用	2,023,634	2,023,634	-
(3)未払法人税等	409,206	409,206	-
負債計	2,744,039	2,744,039	-
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	10,414	10,414	-
デリバティブ取引計	10,414	10,414	-

(\*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債権となる項目については、正の値で示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資 産

## (1)預金、(2)未収委託者報酬及び(3)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (4)投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

## 負 債

## (1)未払手数料、(2)未払費用及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

## (有価証券関係)

当中間会計期間末（平成28年9月30日）

## その他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	1,049	1,000	49
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	894	1,000	105

合計	1,943	2,000	56
----	-------	-------	----

当期中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	2,006	6	-
合計	2,006	6	-

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(平成28年9月30日)

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

(単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	911,196	-	17,551	17,551
	ユーロ	32,005	-	23	23
	買建				
	米ドル	23,342	-	46	46
	ユーロ	548,587	-	6,598	6,598
	シンガポールドル	25,410	-	608	608
合計		1,540,543	-	10,414	10,414

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

該当事項はありません。



## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	当中間会計期間末 (平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	89,930円10銭
1株当たり中間純利益金額	10,194円68銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
中間純利益金額(千円)	627,585
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	627,585
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2)訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
 資本金の額 324,279百万円（平成28年3月末現在）  
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名 称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
 資本金の額 10,000百万円（平成28年3月末現在）  
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社静岡銀行	90,845百万円 （平成28年3月末現在）	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円 （平成28年3月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ドイツ証券株式会社	72,728百万円 （平成28年3月末現在）	

投資顧問会社

名 称 ドイチェ・アセット・マネジメント・インベストメントGmbH  
 資本金の額 11,500万ユーロ（約138億円）（平成28年3月末現在）  
 事業の内容 有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、平成28年11月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝119.70円）によります。

### 2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの運用指図等を行います。

### 3【資本関係】

委託会社、ドイツ証券株式会社及び投資顧問会社の最終的な親会社はドイツ銀行です。

### 第3【その他】

- (1) 交付目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）及び請求目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）の表紙に、それぞれ「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するほか、金融商品取引法に基づく目論見書である旨を記載する場合があります。また、使用開始日及び委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (2) 交付目論見書及び請求目論見書の表紙等に、(i)委託会社の名称、設立年月日、本店の所在地及びロゴマーク、( )申込取扱場所である販売会社の名称及びロゴマーク、( )ファンドの形態及びロゴマークを記載することがあります。また、図案を採用することがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載することがあります。

投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。
- (4) 請求目論見書の表紙裏に、以下の趣旨の事項の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、株式・債券等の値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

投資信託は、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。

登録金融機関を通じて購入された投資信託は、投資者保護基金による支払い対象にはなりません。

投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- (5) 請求目論見書の巻末に、用語の解説を添付することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に、信託約款を掲載します。
- (7) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8) 交付目論見書及び請求目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書または請求目論見書に、委託会社が作成する法定外資料の作成及び当該資料の入手に必要な情報の照会方法を記載することがあります。
- (10) ファンドの運用状況に関する情報を、日次、週次、月次等のデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。その際、当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない旨を注記することがあります。なお、データは適時、更新されます。
- (11) 投信評価機関、投信評価会社等からのファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (12) 「ドイチェ・ETFアロケーション・ファンド（安定型）」の交付目論見書と合本した交付目論見書を使用することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月13日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野島 浩一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年11月16日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ETFアロケーション・ファンド（成長型）の平成27年12月11日から平成28年10月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ETFアロケーション・ファンド（成長型）の平成28年10月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月6日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。